

越前市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町及び字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）事業武生森久北部第3地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年2月6日

越前市長 奈良 俊 幸

次の区域を森久町2字柳ヶ窪に編入する。

大字	字	地番
森久町	4字岸ノ上	1の1の一部 2の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

次の区域を森久町4字岸ノ上に編入する。

大字	字	地番
森久町	7字下瓜生田	1の一部 2の一部
	8字林之越	1から5までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

次の区域を森久町7字下瓜生田に編入する。

大字	字	地番
森久町	4字岸ノ上	29の1の一部 30の1 31 43から49までの各一部

	8字林之越	1から5までの各一部 6から14まで
	9字山之越	1から6まで 7の一部 8の一部 9 10 11 の一部 12の一部 14の一部
	13字上瓜 生田	1から3までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

次の区域を森久町13字上瓜生田に編入する。

大字	字	地番
森久町	7字下瓜生 田	32の一部 33の1の一部
	9字山之越	7の一部 8の一部 11の一部 12の一部 13 14の一部 15
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

次の区域を上小松町7字道坂に編入する。

大字	字	地番
上小松町	5字岩端	5の3の一部 20の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

次の区域を大塩町19字岩本に編入する。

大字	字	地番
上小松町	5字岩端	3の1 3の4 5の1 5の3の一部 20の一部
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部		